による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3　新退職手当法第十条第十一項において準用する同条第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する国家公務員退職手当法第十条第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十八条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「平成三年法律第七十六号」の下に「。以下この項において「育児・介護休業法」という。」を加え、「若しくは同法」を「若しくは育児・介護休業法」に、「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児・介護休業法第二条第一号に規定する子その他これに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第十一条の三を附則第十一条の四とし、附則第十一条の二の次に次の一条を加える。

（介護休業手当金に関する暫定措置）

第十一条の三　第六十八条の三第一項及び同条第三項において準用する第六十八条の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改め、同条第五項中「高年齢継続被保険者又は」を「高年齢被保険者又は」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改め、同条第七項中「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（介護休業手当金に関する暫定措置）

第十七条の三　第七十条の三第一項及び同条第三項において準用する第七十条の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十七条の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された同項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

（雇用対策法の一部改正）

第二十四条　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「求職活動」の下に「又は求職活動を容易にするための役務の利用」を加える。

（雇用対策法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の雇用対策法第十八条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する求職活動（当該求職活動に関し、前条の規定による改正前の雇用対策法第十八条の規定による給付金が支給されている場合における当該求職活動を除く。）又は役務の利用をした者について適用し、施行日前に広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第二十六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二及び別表第一第八十一号中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十七条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十八条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「第二十条から第二十八条まで及び第三十一条」を「第二十二条から第三十条まで及び第三十三条」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

附則第四十三条の前の見出し中「高年齢求職者給付金等」を「高年齢雇用継続基本給付金等」に改め、同条第一項を削り、同条中第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第四十四条第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四条において「新法」という。）第六条第二号から第五号まで」を「雇用保険法第六条第一号から第四号まで」に改める。